

売地

バス停「熊本工業専門学校前」

現況渡し

土地面積
公簿 916.74㎡

現況
建物有

引渡可能時期
相談



物件種目	売地		
最適用途	営業所用地		
最寄駅	バス停「熊本工業専門学校前」		
土地面積	公簿 916.74㎡	私道面積 (共有持分)	なし
価格	11,080万円	坪単価	@39.96万円

物件所在地	熊本県熊本市東区长嶺南8丁目		
交通	バス停 熊本工業専門学校前 徒歩1分		
土地権利	所有権	地目	宅地
都市計画	市街化区域	用途地域	2種中高
建ぺい率	60%	容積率	200%
他の法令上の制限			
地勢	平坦		
建築条件			
現況	建物有		
引渡し(可能時期/方法)	相談 / 現況渡し		
開発許可 等番号			
接道状況 (角地・間口)	東北		
設備			
備考			

この図面は物件情報の一部を抜粋して掲載しております。(現況優先)
入居日・引渡日変更や付帯条件、別途料金等が発生する場合がありますのでご確認ください。

at home

infosheet 物件番号 69825097046

熊本県知事免許(8)第3361号 〒862-0956 熊本県熊本市中央区水前寺公園25-2

株式会社コウナン・レクセル 水前寺事務所

TEL: 096-284-1223 FAX: 096-284-1224 定休日: 無し 年末年始、GW、夏季休暇

■取引態様: 専属専任

長瀬市工業地

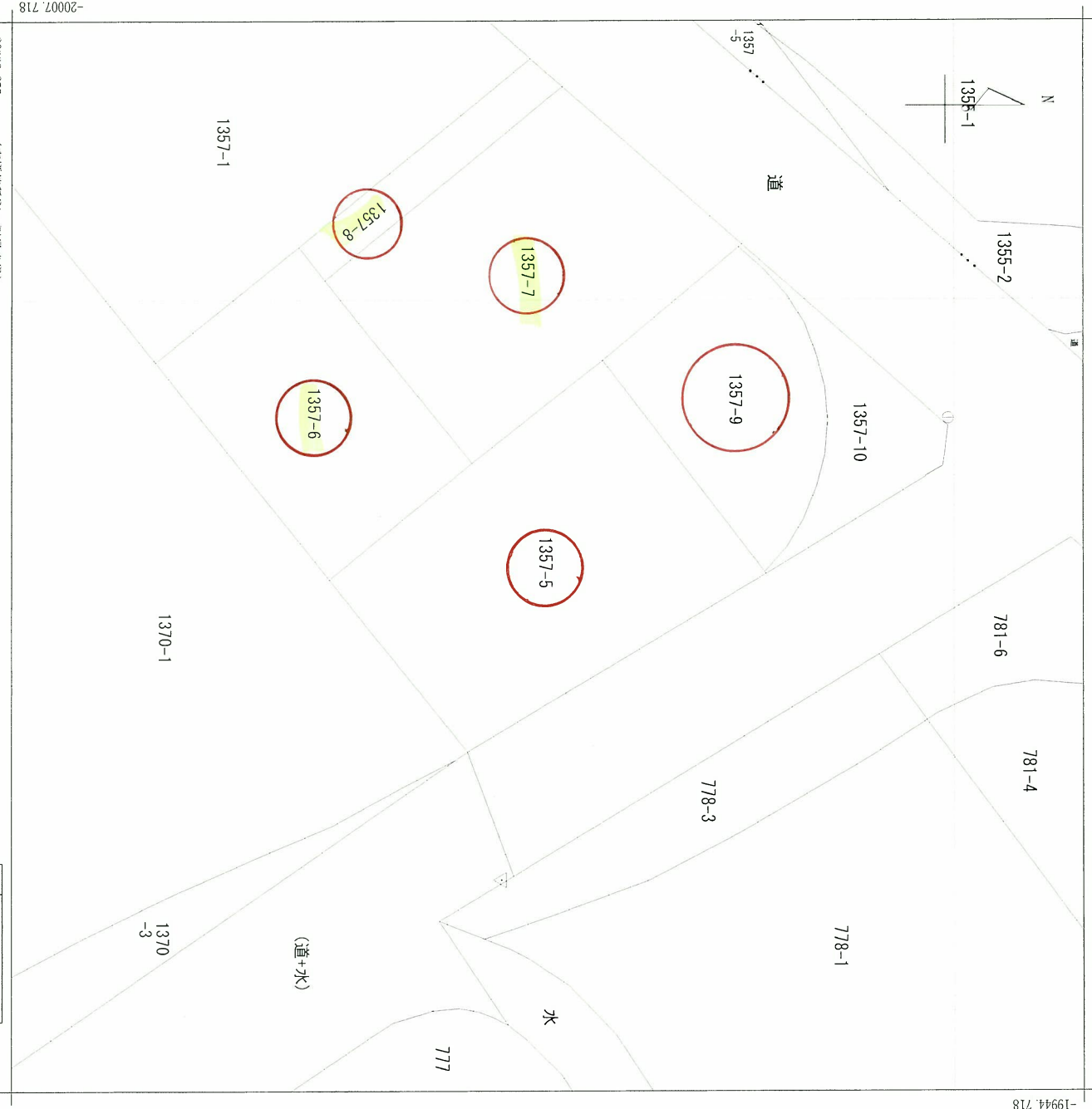
計 981.95㎡
916.74㎡

1357-4

(座標値種別：測量成果)

-20273.755

-19944.718



(注) 国土交通省が公表した座標補正パラメータ (hisai_khon_128kumamoto_RL.par) による修正がされています。

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出し	長瀬東5丁目 長瀬南8丁目
---------	------------------

請求部	所在	熊本市東区長瀬南八丁目				地番	1357番5						
出縮力尺	1/250	精度分	甲二	座標系 番号 文号 は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図				
作成年月日	<table border="1"> <tr> <td>備付年月日(原図)</td> <td>補記事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>									備付年月日(原図)	補記事項		
備付年月日(原図)	補記事項												



表題部	(土地の表示)	調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000312203
地図番号	(K2) 35-4-3、 (K2) 35-4-4	筆界特定	余白		
所在	熊本市長嶺町		余白		
	熊本市長嶺南八丁目			平成9年2月24日変更 平成9年2月28日登記	
	熊本市東区長嶺南八丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年5月28日登記	
①地番	②地目	③地	横	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1357番6	宅地		484	: 13	1357番5より分筆 〔昭和55年12月18日〕
余白	余白		175	: 13	③1357番6ないし1357番8に分筆 〔昭和56年10月19日〕
余白	余白	余白	:	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
余白	余白		175	: 09	③錯誤 国士調査による成果 〔平成9年10月14日〕

権利部	(甲区)	(所有権に関する事項)	権利者	その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者	その他の事項
1	所有権移転	昭和57年12月24日 第55820号	原因 昭和57年12月22日売買 所有者 熊本市長嶺町1357番地5 上 菜良雄 順位2番の登記を移記	
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年9月15日 第24675号	原因 平成9年2月24日住居表示実施 住所 熊本市長嶺南八丁目11番14号	
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	
2	所有権移転	平成29年8月30日 第44920号	原因 平成29年7月24日相続 所有者 熊本市東区長嶺南八丁目11番14号 上 樂和子	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部	(土地の表示)	調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000312205
地区番号	(K2) 35-4-3	筆界特定	[余白]		
所在	熊本市長嶺町		[余白]		
	熊本市長嶺南八丁目				平成9年2月24日変更 平成9年2月28日登記
	熊本市東区长嶺南八丁目				平成24年4月1日区制施行 平成24年5月28日登記
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1357番8	宅地	44:35		1357番6から分筆 〔昭和56年10月19日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	...	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移転 平成8年2月22日	
[余白]	[余白]	43:91	...	③錯誤 国土調査による成果 〔平成9年10月14日〕	

権利部	(甲区)	(所有権に関する事項)	権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	
1	所有権一部移転	昭和56年10月30日 第47416号	原因者 昭和56年10月29日売買 共有者 熊本市長嶺町3551番地1 持分4分の1 藤本ミサ子 熊本市長嶺町3551番地1 4分の1 昭博 藤本の登記を移転 順位2番の登記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年4月14日 第10221号	原因者 平成4年2月24日住居表示実施 共有者 藤本ミサ子の住所 熊本市八反田二丁目 14番29号
2	誠伸住宅有限会社持分全部移転	昭和57年12月24日 第55820号	原因者 昭和57年12月22日売買 共有者 熊本市長嶺町1357番地5 持分2分の1 雄 上 順位3番の登記を移転
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成17年9月15日 第24675号	原因 平成9年2月24日住居表示実施 住所 熊本市長嶺南八丁目11番14号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移転 平成8年2月22日
3	藤本昭博持分全部移転	平成8年9月26日 第33686号	原因者 平成7年12月27日相続 共有者 熊本市八反田二丁目14番29号 藤本ミサ子
4	藤本ミサ子持分全部移転	平成17年4月14日 第10223号	原因者 平成17年4月14日売買 共有者 熊本市長嶺南八丁目11番14号 持分2分の1 雄 上
5	所有権移転	平成29年8月30日 第44920号	原因者 平成29年7月24日相続 所有者 熊本市東区长嶺南八丁目11番14号 上 梁和子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部	(土地の表示)	調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000312206
地図番号	(K2) 35-4-3、(K2) 35-4-4	筆界特定	余白		
所在	熊本市長嶺町 熊本市長嶺南八丁目 熊本市東区長嶺南八丁目			余白	平成9年2月24日変更 平成9年2月28日登記 平成24年4月1日区制施行 平成24年5月28日登記
①地番	②地目	③地積	㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
1357番9	宅地	281	07		1357番5から分筆 〔昭和57年11月16日〕
余白	余白	余白	...		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日
余白	余白	203	81		③錯誤 国土調査による成果 〔平成9年10月14日〕
余白	余白	138	59		③1357番9、1357番10に分筆 〔平成15年7月17日〕

権利部	(甲区)	(所有)	権に	関する	事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号			権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年3月2日 第8445号			原因者 昭和56年2月28日売買 所有者 熊本市長嶺町1357番地5 上 楽良雄 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年9月15日 第24675号			原因者 平成9年2月24日住居表示実施 住所 熊本市長嶺南八丁目11番14号
	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日
2	所有権移転	平成29年8月30日 第44920号			原因者 平成29年7月24日相続 所有者 熊本市東区長嶺南八丁目11番14号 上 楽和子

権利部	(乙区)	(所有)	権以外	の権利	に	関する	事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号					権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和56年3月2日 第8446号					原因者 昭和56年2月28日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金2,000万円 利率 年8.52% (月0.71%) の割合 損害金 年1.4% (年3.65日割計算) 債権者 熊本市長嶺町702番地35 上 楽良雄 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱銀行 (取扱店 熊本支店) 共同担保 目録(第3)588号 順位1番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成7年8月11日 第26735号					原因者 平成7年8月11日弁済 順位6番の登記を移記
	余白	余白					昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人の相続人からの申出に基づき、登記音が権限で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部	(土地の表示)	調製	[余白]	不動産番号	3300001147303
地図番号	(K2) 35-4-3、35-4-4	筆界特定	[余白]		
所在	熊本市長嶺南八丁目 熊本市東区長嶺南八丁目		[余白]	平成24年4月1日区制施行 平成24年5月28日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1357番10	宅地		65:21	1357番9から分筆 〔平成15年7月17日〕	

権利部 (甲区)	所有権に関する事項	権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号
1	所有権移転	昭和56年3月2日 昭8445号
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成15年7月23日 第18198号
2	所有権移転	平成15年7月23日 第18199号
		原因 平成9年2月24日住居表示実施 住所 熊本市長嶺南八丁目11番14号 代位原因 熊本市 平成15年5月30日売買の所有権 移転登記請求権
		原因者 熊本市 所有者 熊本市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が勝権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。